

高知県軟式野球連盟少年部規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この団体は 高知県軟式野球連盟少年部（以下「本会」という）と称し、高知県軟式野球連盟に属する。また学童部と共同組織で行う事で「少年学童部」と呼ぶ場合もある。

(事務所)

第2条 本会の所在地は、高知県軟式野球連盟事務局内に事務所を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は中学生が野球を通じて健全な発展、人材育成を図り、体力の向上及び団体スポーツを通しての協調性、連帯感や友情を育成並びに選手自身を尊重し、将来へ繋げる人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 全日本軟式野球連盟が主催する大会の予選大会を開催。
2. 全日本軟式野球連盟が主催する女子中学生大会に出場する選抜チームを結成及び育成。
3. 女子野球の振興・強化・普及活動
4. U15アカデミー開催し高校野球につなぐ活動。
5. 中学野球の普及・発展ならびに技術向上に関する指導
6. 野球人口拡大に向けての普及・広報活動の実施
7. 高知県内のすべての野球団体との交流
8. 部活動の地域移行の仕組み作り・サポート
9. 小中連携し地域で野球が出来る環境・組織作り
10. 指導者の育成・指導者講習会を開催
11. 審判員及び運営スタッフの発掘・育成・技術向上を目的として講習会を開催
12. 県・内外を問わず、スポーツを通じて中学生の健全育成に関する事業の推進
13. その他本会の目的達成のため必要な事業を行う。
14. 野球に特化せず高知県のスポーツ振興活動を行う。

第3章 組織及びチーム構成

(組織)

第5条 本会は前条の目的に賛同した指導者と高知県下の中学生をもって結成された野球チームで本会に登録を行ったチーム及び本会役員会が承認した個人をもって組織する。

第6条 本会は県下に支部を置き、支部長を選任する。但し、支部結成が困難な場合にはこの限りではない。

(チーム構成)

第7条 本会のチーム構成は次のとおりとする。

1. 校区、地区、個人、企業が運営する中学生によって編成されたクラブチーム。
2. 女子部については、前項に登録された選手でも重複登録を認める。

3. U15については、本会が独自に開催するもので、趣旨に賛同する個人で構成する。
4. 成人（18歳以上の男女）の指導者を3名以上で構成し、うち1名以上は学校教員であること。もしくは公認指導者資格（U15・JSP0公認コーチ）または同等以上の指導者資格を有するものであること。
また※(2)BFJアマチュア審判資格3級以上を取得者が1名以上必要。
※(2)に関しては令和6年度は努力目標。令和7年度より必須とする予定。）
5. 登録チームは運営委員（運営・審判）登録者が1名以上必要。

第4章 選手の登録・除名・移籍

(登録)

- 第8条 チームに所属する選手は、書面にて本会に登録すること。
- 第9条 本会に登録する選手は前7条第2項、3項を除き重複での登録はできない。
- 第10条 本会に所属するチームは、登録内容に変更があった場合または新たに選手登録をする場合は、書面（様式1）にて本会の承認をえること。承認された日から所属チームでの活動を可能とする。登録年度は3月より翌年2月までとする。
- 第11条 本会に登録チーム・個人は本会開催の事業に可能な限り参加する事を条件として入会する

(移籍)

- 第12条 移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という）を退き、別のチーム（以下「移籍先チーム」という）に所属変更することをいう。選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され、移籍先チームが登録申請をし、本会の承認を得なければならない。登録3月から翌年2月までは移籍は出来ない。ただし事情がある場合は検討の上、移籍を認める場合もある。
1. 本規則の定めにより移籍元チームが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。
- 但し、以下の場合は、本会で承認された場合のみ移籍を認める。
- (1) 中学2年生（3月以降～）の移籍

- 第13条 本規則に基づき移籍した選手は、本会が登録を承認した日から、籍先で活動することができる。
- ただし、大会出場にあっては、組合せ抽選会（開会式前日）までに、移籍手続きが完了すること。
- ただし、大会規定に別記がある場合は、大会規則を優先する。

第5章 役員・運営委員

(役員)

- 第14条 本会には次の役員を置き、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。本会役員は、高知県軟式野球連盟（以下「県連」という）からの承認された理事及び本会から推薦を受け県連から承認を受けた会員で構成する。
1. 少年部長1名、副部長若干名、事務局1名とする。
 2. 少年部長及び役員は県連の承認を受け選出される。
 3. 少年部長は本会を代表しこれを総括する。
 4. 副部長は少年部長を補佐し、少年部長に事故ある時又は欠けたるときは予め少年部長の定める処によりその代理をする
 5. 役員が任期途中で退任または欠員となった場合、後任を選出することができる。後任の任期は前任の残任期間とする。また、任期中に新たに役員を選出した場合も、現任役員の任期満了時期と同じとする。

(運営委員)

本会に登録チームより1名運営委員となり大会運営、審判員等として活動を行う。さらに普及活動や女子部等の様々な活動に参加する事も出来る

- 第15条 本会の意志決定は本会部会を除き、定例の本会役員会によるものとする。
1. 必要に応じ適時、学童部長及び副部長・事務局長の招集により本会部会を開く事ができる。
 2. 本会部会開催にあたり、議事録を作成し周知させることを目的とする。

第6章 部会

(部会)

- 第16条 部会は年に一度の理事総会で事業計画、事業報告、その他重要案件の審議決定を行なう。
1. 緊急の場合、少年部長の招集により開催することもある。

第7章 期間

(期間)

- 第17条 本会の会計及び事業年度は毎年1月から12月とし、会計報告及び事業報告は県連総会にて承認を受ける。

第8章 加入及び退会

(加入)

- 第18条 本会に加入するチームは、全日本軟式野球連盟の定める規則・規定及び高知県軟式野球連盟が定める規則・規定を遵守しなければならない。趣旨を理解したうえで本連盟の定める登録申込書の提出と会費の支払いを行う。
- 第19条 会員は登録事項に変更が生じた時は、本連盟にその旨を届出なければならない。
- 第20条 会員の登録は毎年2月末行い、手続き完了とともにその年度の会員資格を取得する。年度初めに登録できなかった場合は、各大会の主将会議・代表者会議前に第18条の手続きを行えば、その年度の会員資格を取得することができる。

(退会)

第21条 会員は以下の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 予め定められた事項が遵守されていない場合、また、改善する意思が見られない場合
2. 指導者の暴力・暴言・選手へのパワーハラスメント等が認められ、改善の意思が見られない場合
3. 本会の活動に賛同せず、本会及び本会員の名誉を棄損したと認められる場合
4. 自ら退会の意を表明した場合
5. 除名の処置をとられた場合

第8章 規定等

(規定)

第22条 本規約に記されていない事項については、適宜、本会役員会で協議の上、追記する。

また、その他規定、細則、取決め事項、大会規定等は別途これを定める。

1. この規約は、2024年1月20日より施行する。